

総論

第1部 総論

序章 総合計画策定にあたって

1. 橋本市長期総合計画策定の趣旨

平成18年3月1日に橋本市と高野口町の合併により誕生した新「橋本市」は、合併による市域の枠組みの変化をはじめ、地方分権の進展、少子高齢化による人口減少社会への対応、さらには、厳しい財政状況のもと、行財政改革の推進に基づく重点的、効果的な行政運営などが求められています。

このような本市が直面するさまざまな課題に対応し、地域資源の保全・活用や個性と魅力の創出を図りながら、その持続的発展に向けたまちづくりを目指していく必要があります。

そのため、計画的かつ総合的なまちづくりの視点に立ち、市民の参画を得ながら、新しい橋本市の進むべき方向を明確に示す指針として、橋本市・高野口町合併協議会にて策定された新市まちづくり計画を踏まえて、新たな総合計画を策定したものです。

(根拠法令：地方自治法第2条第4項)

2. 総合計画の構成と計画期間の考え方

総合計画は、基本構想・基本計画及び実施計画で構成されます。基本構想・基本計画の計画期間は平成20年度(2008年度)～平成29年度(2017年度)までの10年間とします。

また、実施計画は3ヶ年計画とし、ローリング方式により毎年度策定します。



3. 総合計画の意義及び役割

橋本市長期総合計画は、新しい橋本市を建設していくための計画として、橋本市・高野口町合併協議会が平成 16 年に策定した「新市まちづくり計画」の趣旨を尊重しながら、本市の将来像とその実現に向けたまちづくりの基本目標、また具体的な施策の方向を定めるものです。

人口減少・超高齢社会の到来をはじめ、地球環境問題など、時代の変化に伴う行政課題に的確に対応していくため、庁内検討委員会における協議や各種団体ヒヤリング、市民に対する意見募集（パブリックコメント）などを実施し、橋本市長期総合計画審議会の答申を得て、この総合計画が市民と行政の共有の指針となるよう策定したものです。



国城山中腹より橋本市を望む

第1章 計画策定の背景

1. 位置・地勢

本市は、和歌山県の北東端に位置し、北は大阪府河内長野市、東は奈良県五條市、南及び西は伊都郡かつらぎ町、九度山町、高野町に接しています。

和歌山市中心部、大阪市中心部への距離は、直線でもに約 40 km です。また、市域面積は 130.31 km² で、和歌山県 (4,726.28 km²) の約 2.8% となっています。

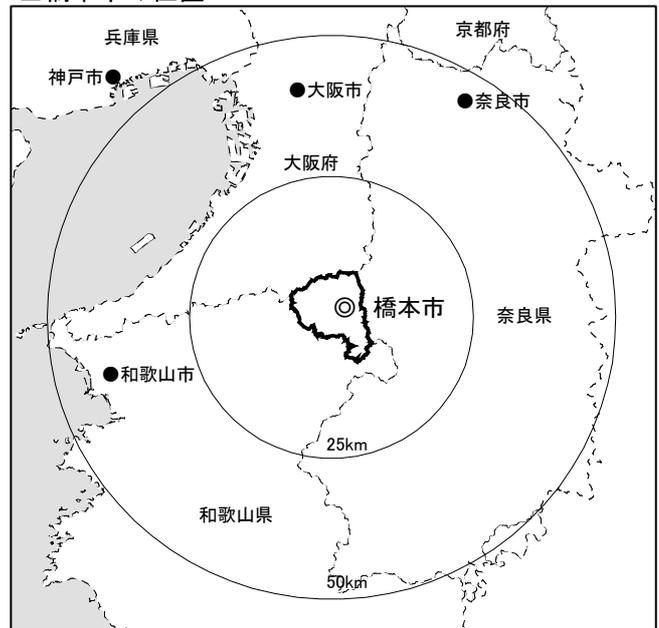
本市の中央部には紀の川が東西に流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地に連なっています。

気候は瀬戸内式気候帯に属し降水量は比較的少ないものの、年間の気温の高低差が大きく、内陸性気候の傾向も示しています。

鉄道は南海高野線が大阪市と、JR 和歌山線が和歌山市と奈良方面を結び、橋本駅で結節しています。

道路は関西大環状道路の一部を形成する京奈和自動車道「橋本道路」や和歌山市と京都市に連絡する国道 24 号、高野山方面に連絡する 370 号が東西方向に、また、大阪府方面に連絡する国道 371 号が南北方向に通っており、これら国道や県道などが本市の幹線道路となっています。

■橋本市の位置



2. 橋本市のあゆみ

本市の一帯は、丘陵地から出土する遺構や遺物から、縄文時代にすでに人が住んでいたことが確認されています。また、本市は伊勢街道と高野街道とが交差する交通の要衝で、霊峰高野山への参詣口の一つとして発展してきました。

近世では、これらの交通の要衝と紀の川の陸揚げ場として地方物産の集散地となり、また、農業の副業としての養蚕や機織りが盛んとなり、後の繊維業の基盤となりました。

明治 33 年には現在の JR 和歌山線が開通し、大正 4 年には現在の南海高野線が橋本まで開通するなど交通網の整備により和歌山方面・奈良方面や大阪方面と結ばれたことで産業もめざましい発展をとげ、農業においては柿と鶏卵の生産が盛んで、工業におい

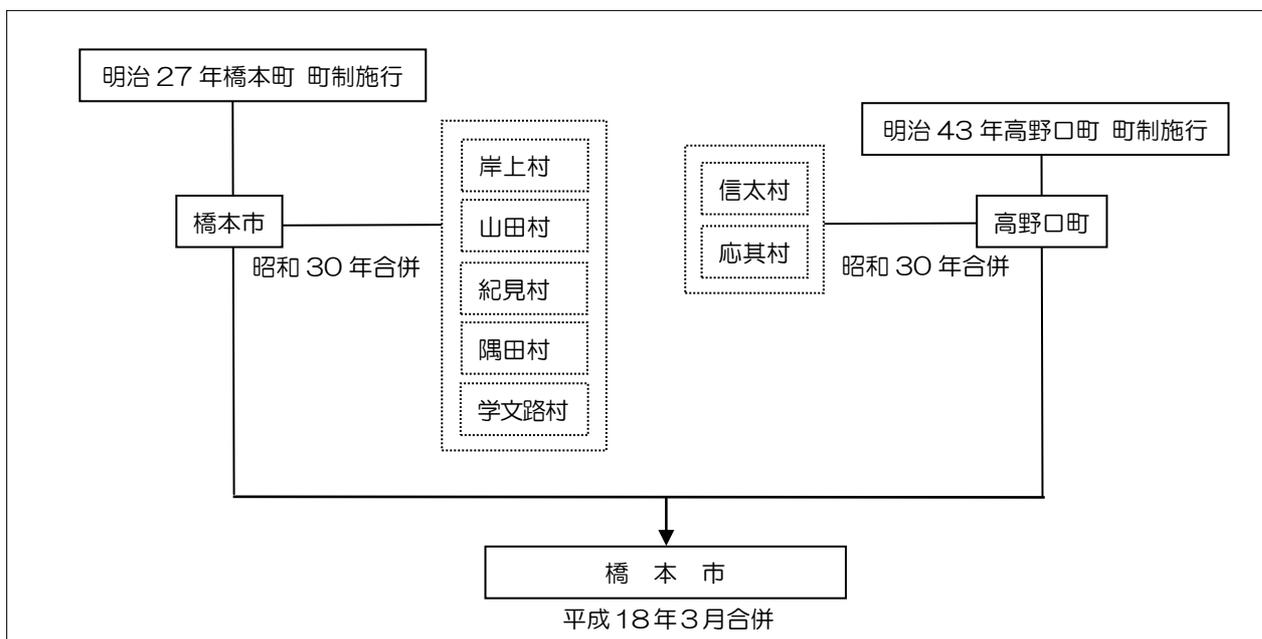
ては、高い技術力を誇る竹製へら竿とパイル織物の生産量が日本一となっています。

まちの変遷をみると、明治4年に和歌山県が誕生し、明治27年には橋本村が町制を施行し橋本町に、明治43年には名倉村が町制を施行し高野口町にそれぞれ改称しました。



昭和30年に橋本町・岸上村・山田村・紀見村・隅田村・学文路村の6町村が合併して橋本市が、また、高野口町と信太村・応其村の3町村が合併し高野口町が発足しました。

そして、平成18年3月1日に橋本市と高野口町が合併し、新しい「橋本市」が誕生しました。



【旧橋本市の歴史】

旧橋本市は高野山の興隆によって宿場として発展するとともに、紀の川水運による塩の陸揚場を中心に流通拠点として栄えました。

近世では徳川家の力を得てまちが拡張され、地方物産の集散地として商業中心地が形成されました。

明治27年に町制を施行し、名実ともに伊都郡の中心都市となりました。

昭和40年代には高度経済成長の波に乗って、公共公益施設、道路等が順次整備され、さらに昭和50年代に入ると、大規模住宅開発が本格化し、全国でも有数の人口急増都市として発展してきました。

【旧高野口町の歴史】

旧高野口町は平安時代後期から霊峰高野山への参詣口のの一つとして発展し、その後宿場として栄えました。

明治33年の紀和鉄道（現JR和歌山線）の開通、翌年の名倉駅（現高野口駅）の設置及び大正4年に高野登山鉄道（現南海高野線）が橋本まで開通したことで、高野参りの客が多く集まるようになり、旅館、土産物屋、飲食店が軒を並べ、この賑わいは大正14年に南海鉄道（現南海高野線）が高野下に通じるまで続きました。

農業の副業として盛んに行われていた養蚕や機織りは、後のパイル織物を築く礎となりました。

3. 時代の潮流

(1) 少子高齢化の時代へ

わが国における平成 17 年の合計特殊出生率は 1.26 と過去最低を記録し、人口は平成 18 年頃をピークに減少しています。

一方、本市の人口は平成 11 年をピークにその後減少し、今後も減少していくことが予想されます。

少子高齢化や人口減少は、社会保障費負担の増加や労働力の減少、子どもの自立・社会性の減退、地域社会におけるコミュニティの低下などをもたらします。少子高齢・人口減少時代に向けて、子育てしやすい環境づくりや高齢者の知識や経験を活かし生きがいを持てる社会づくりに取り組むとともに、特に退職者が急増している団塊の世代が地域社会の担い手として参画できる仕組みを整えていくことが求められています。

(2) 環境保全の時代へ

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や生産活動は、自然の浄化能力をはるかに超えたものとなり、河川の水質汚濁や、地下水の汚染、ダイオキシン類による環境汚染など身近な環境問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題まで影響しています。

深刻化するさまざまな環境問題に対し、市民一人ひとりが身近な生活様式や日常の活動のあり方を見直すとともに、市民と行政が一体となって環境への負荷を軽減する取り組みなどを推進し、循環型社会を構築することが必要です。

(3) 共生の時代へ

社会全体の少子高齢化、ライフスタイルの多様化などが進んでいるなかで、自立と共助の精神に基づく人と人との新しい関係を構築することが必要です。

特に、国際化の進展に伴い、わが国では外国籍の住民が増加している傾向にあり、本市でも外国籍を持つ多くの住民が居住しています。また、高齢者、障がい者などの社会的弱者や女性、外国人などに対する偏見や誤解も一部にみられ、幼児虐待や学校でのいじめは深刻な社会問題となっています。

社会の活力と安定を確保するためには、多様な個人が能力を發揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう共生社会の実現が求められています。

(4) 安全・安心の時代へ

都市における安全性の確保は近年に増して高まっています。地震、台風等による局地的な集中豪雨などの自然的なものから、犯罪、交通事故、食品の不正表示やアスベスト問題などの人為的なものまで、住民の生命や財産をおびやかすことからは多岐にわたっています。さらに、感染症やテロ、有事による安全保障など、今までは国レベルでの対応と考えられていたことが地方においても対応すべき時代となっています。

このようななか、安全で安心なまちづくりを進めるためには、自らの地域は自らが

守るという連帯意識のもと、総合的な防災対策と危機管理体制の構築をはじめ、防犯、消防、交通事故防止、国民保護などの日常生活における安全性の向上を目指した取り組みが必要です。

(5) 分権の時代へ

国と地方との役割分担を明確にした地方分権一括法の施行により、今後の行政サービスは、住民に最も身近な市町村が主体となって実現していく必要があります。このため市町村にあっては、これまで以上に自らの財政基盤を確立するとともに、政策形成能力の向上が求められます。

しかし、近年税収の落ち込みなどにより、地方の財政も国と同様に厳しい状況が続いており、今後とも地方財政全般にわたり歳入の確保と歳出の抑制が必要となっています。

このようなことから、今後の行政サービスについては、民間資金の活用や民間委託の推進など、コスト意識を持った取り組みと併せて、政策の選択と集中など、住民にとって効果的な行政運営が一層求められてきます。

また、地方分権改革が目指す分権社会においては、地域における自己決定と自己責任の原則のもと、住民と行政がパートナーシップを発揮しつつ、地域の各種団体やNPO、ボランティアなど多様な主体と協働・連携して、今後のまちづくりに取り組んでいく住民自治の実現が求められています。

(6) 高度情報化の時代へ

今日の情報通信技術の飛躍的な進展により、パソコンや携帯電話は官庁や企業、学校や家庭など分野を問わず急速に普及しています。情報手段を活用することにより、日常生活においては、情報ネットワークを介して各種のサービスを利用できるだけでなく、住む場所や働く場所の選択の幅が広がるなど、情報化の発達はわたしたちの暮らしや仕事のあり方に大きな変革をもたらしています。

また、行政の分野においても、情報通信技術の推進は事務事業等の能率を飛躍的に高めており、本市は全国自治体のなかでも情報化進展度が上位にあります。今後も、医療や福祉、教育などさまざまな分野でその目的をさらに効率的に進めることができるよう、より一層の情報化の推進が期待されています。

その一方で、個人情報保護管理や危機管理システムの構築、個人が受ける情報格差の是正などを進めていくことが重要となります。



4. まちづくりの主要課題

(1) まちの活性化

～地域産業の低迷と若者の流出への対応～

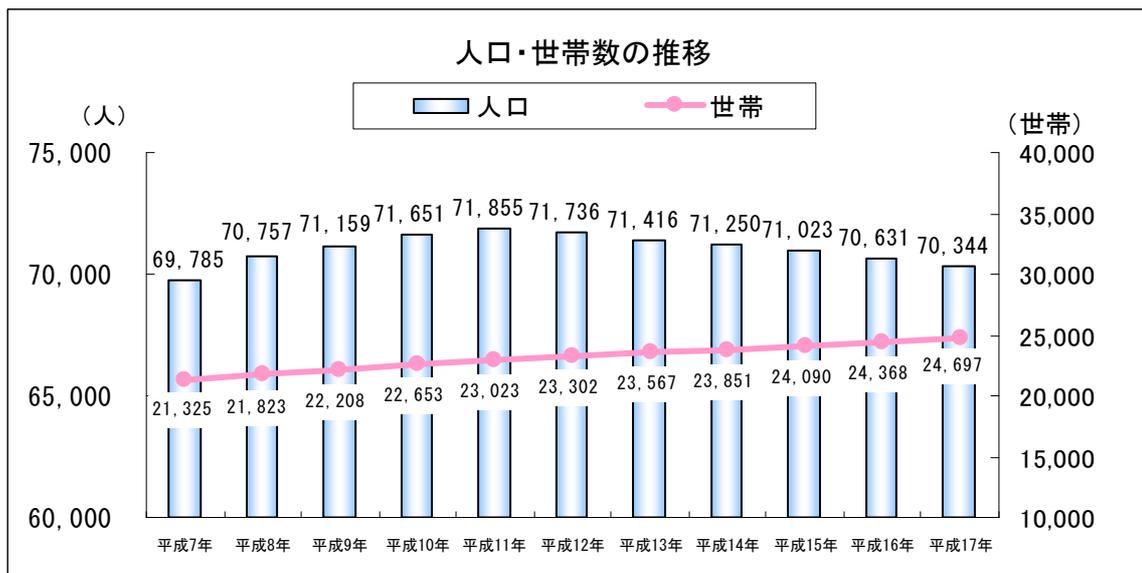
本市の人口は、住民基本台帳及び外国人登録人口において平成11年をピークに減少に転じ、現在もその傾向は続いています。特に、進学・就職世代の15歳～24歳の人口減少が著しい状況にあります。

そうしたなか、本市の産業については、農家数が減少傾向にあり、また農業産出額についても年により増減はあるもののピーク時の平成7年と比較すると減少しています。商業は、商品販売額が平成9年をピークに減少傾向にあり、特に、本市の玄関口である橋本駅周辺の中心市街地では人口の減少とともに、空き店舗が増加しているなど空洞化が一層進んでいます。

工業は、製造品出荷額等（全事業所）が平成7年をピークに減少し、特に平成12年から平成17年にかけて急激に減少しており、県下9市のうち第6位（平成17年の製造品出荷額等を現時点における9市に整理）と低い位置にあります。また、事業所数、従業者数はともに昭和60年以降減少傾向が続いています。

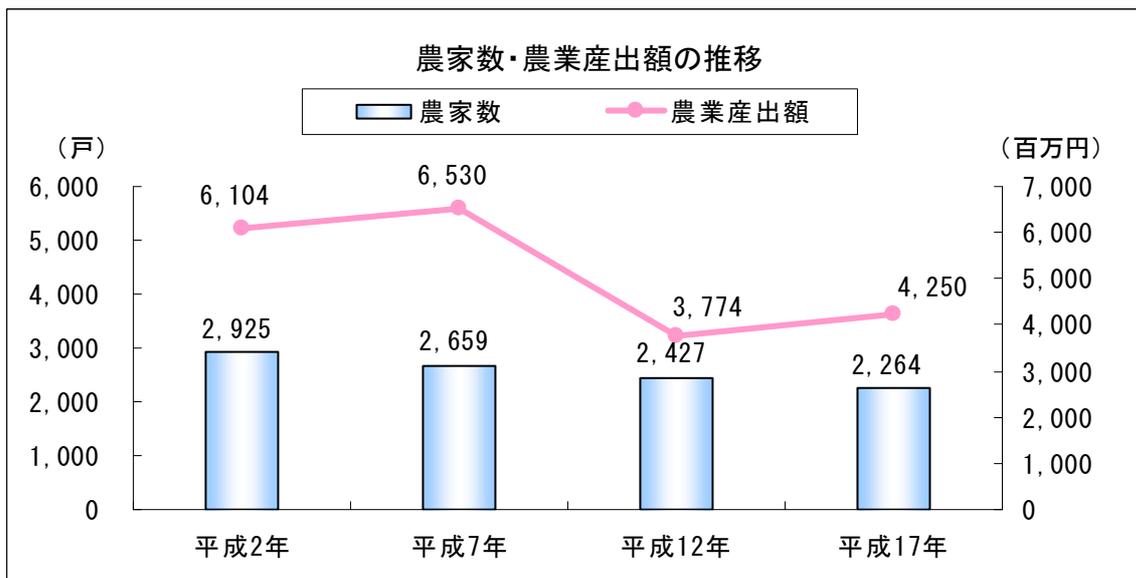
観光については日帰り客が中心であり、平成16年から平成17年にかけて日帰り客、宿泊客はともに減少傾向にあります。

地方分権が進むなか、地方財政は一層厳しさを増しており、本市の持続的発展を図るためには、人口減少社会という新しい時代に沿った都市構造の再編を図る必要があります。また、京奈和自動車道などの高規格道路、幹線道路の整備効果を活かしながら、産業の振興や雇用の場の確保など、若者の定住化を促進し、活力あるまちづくりを推進することが必要です。

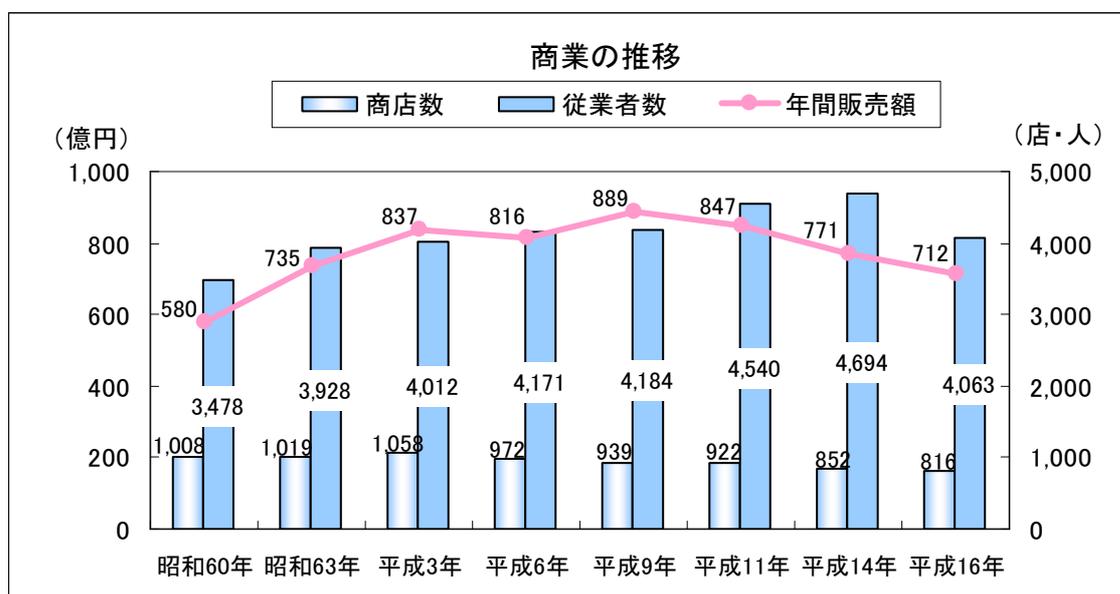


資料：住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年3月末現在）

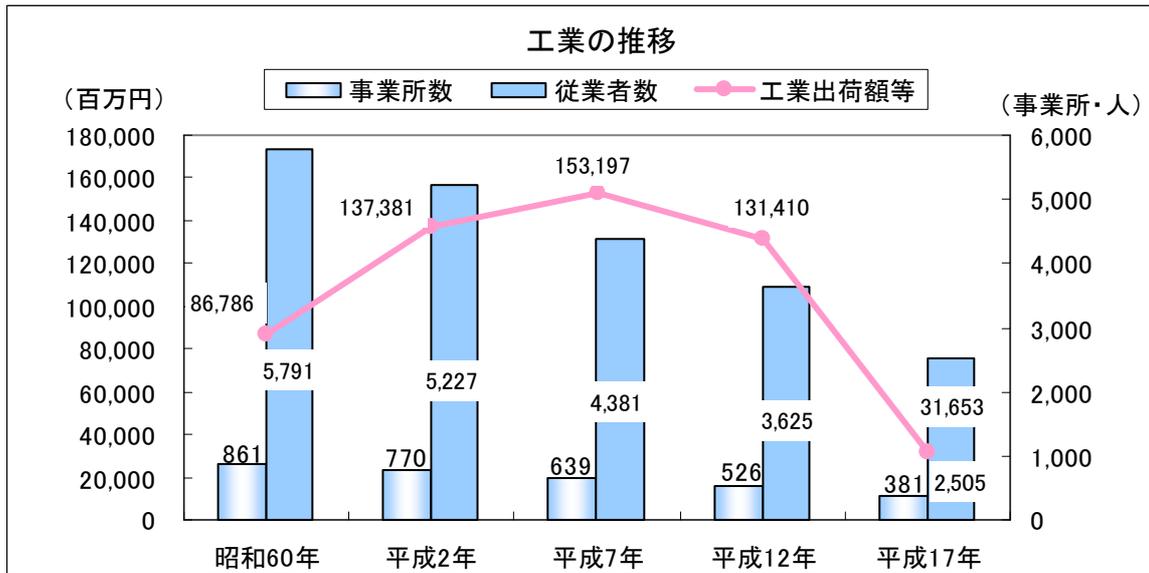
注：世帯数は外国人世帯を除く



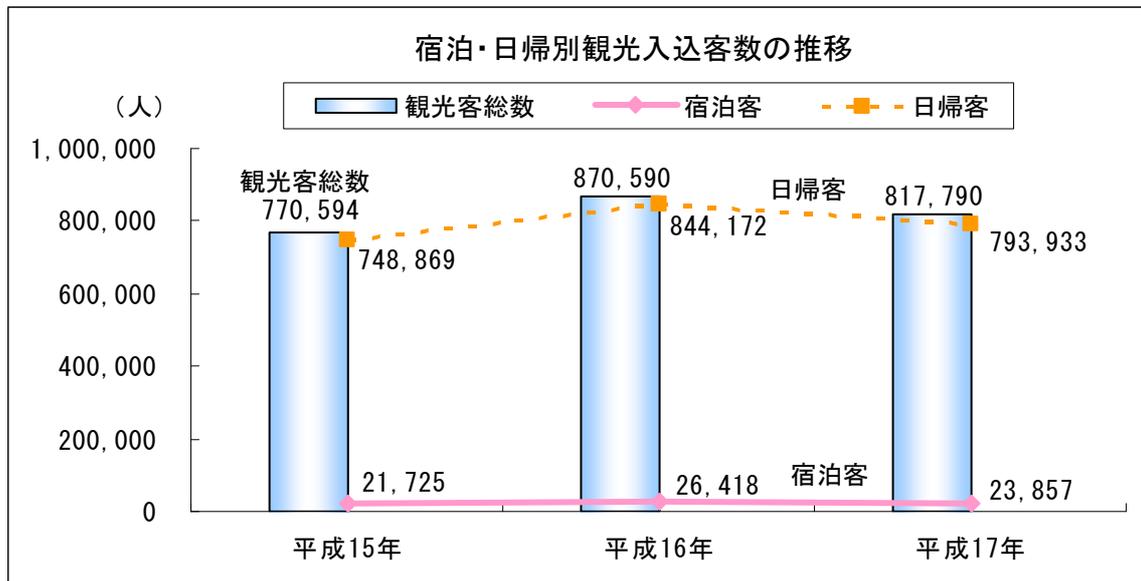
資料：農家数は世界農林業センサス（平成2年・12年）、農業センサス（平成7年）、農林業センサス（平成17年）、農業産出額は和歌山農林水産統計年報



資料：商業統計調査



資料：工業統計調査



資料：観光客実態調査

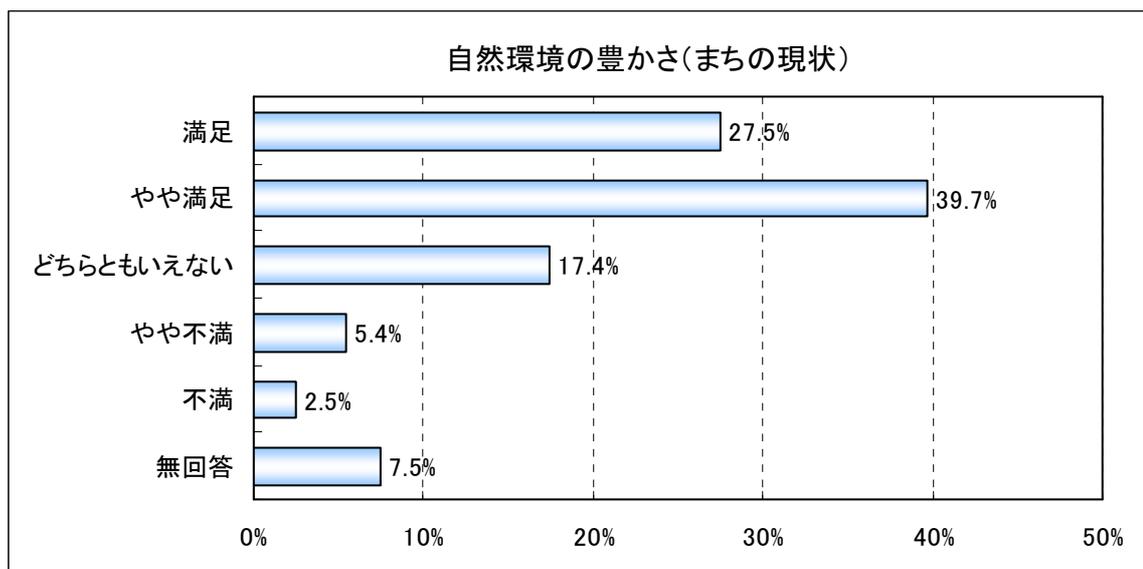
(2) 居住魅力を高める水と緑の保全と創造

～豊かな自然環境の保全と活用への対応～

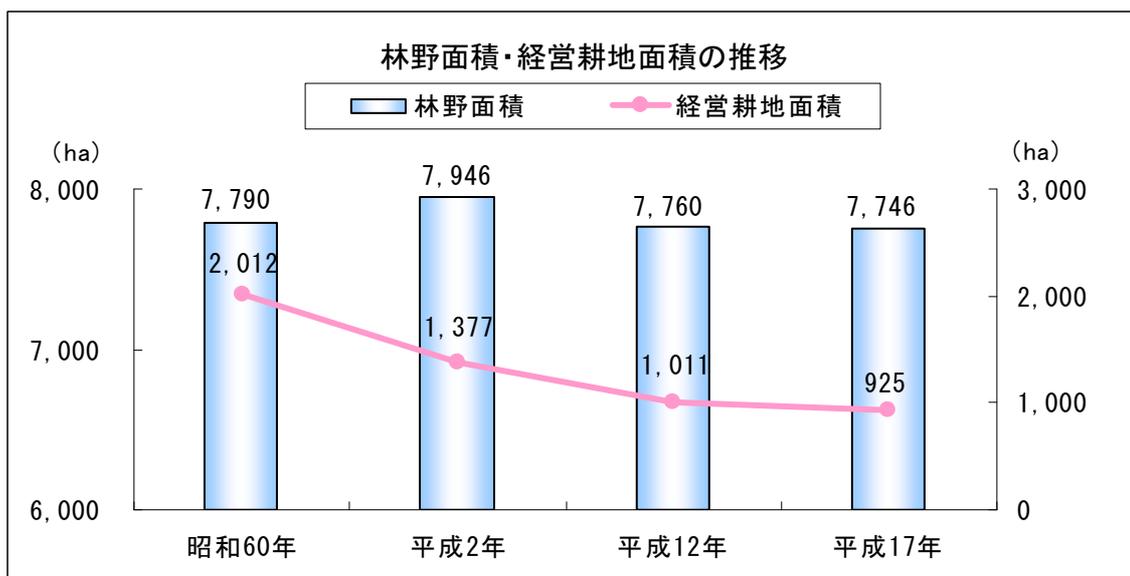
平成 16 年に橋本市・高野口町合併協議会が実施した「橋本市・高野口町の将来のまちづくりアンケート（以下「まちづくりアンケート」という。）」では、“自然環境の豊かさ”に対する評価が最も高く、また、自由意見でも自然環境の保全や活用に対する意見が最も多くなっており、本市の定住魅力の大きな要因となっていることがうかがえます。

しかしながら、農家数が大きく減少しているなど農林業従事者が少なくなっていることにより、森林や農地の減少と荒廃化が進んでいます。

本市の魅力をさらに高めていくためには、豊かな自然環境や水と緑の原風景を保全・継承するとともに、美しいまちなみを形成していくなど、地域資源を有効に活用し個性あるまちづくりを推進することが必要です。



資料：橋本市・高野口町の将来のまちづくりアンケート報告書（平成 16 年 7 月）



注 1：林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地（野草地）面積を加えたものをいう。
 注 2：平成 7 年の林野面積は未公表。
 資料：農業センサス（昭和 60 年）、世界農林業センサス（平成 2 年・12 年）、
 農林業センサス（平成 17 年）

（3）安心して生きがいのもてる社会づくり

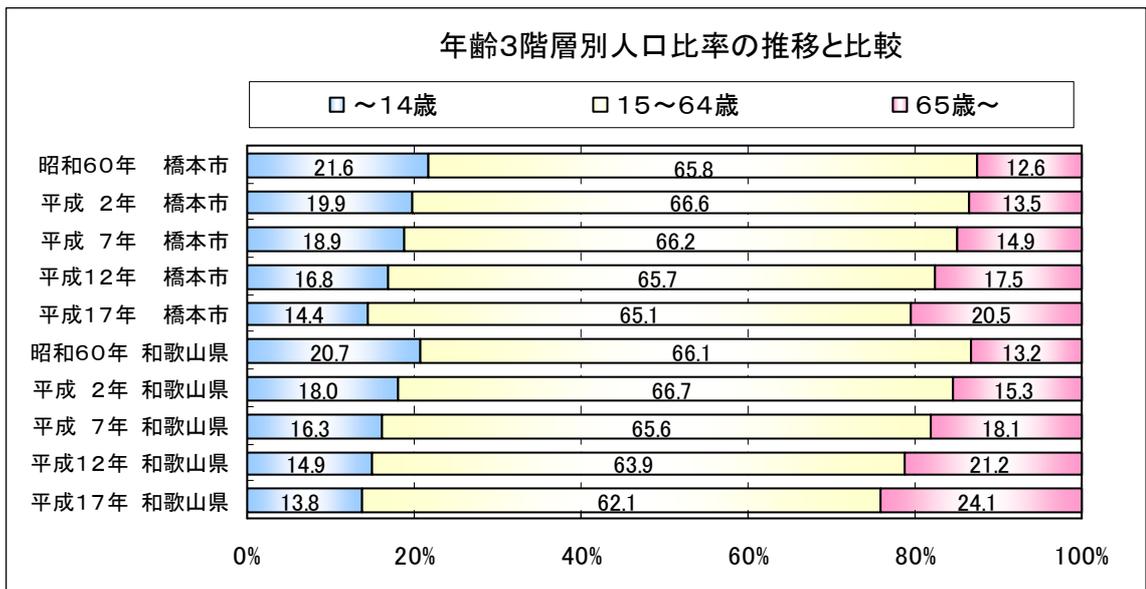
～少子高齢化の進行とさまざまな社会活動の高まりへの対応～

本市においても少子高齢化は序々に進行していますが、「まちづくりアンケート」においては、“保健・医療サービス”に対する評価が低く、また、自由意見でも医療や福祉に関する意見が多くなっています。

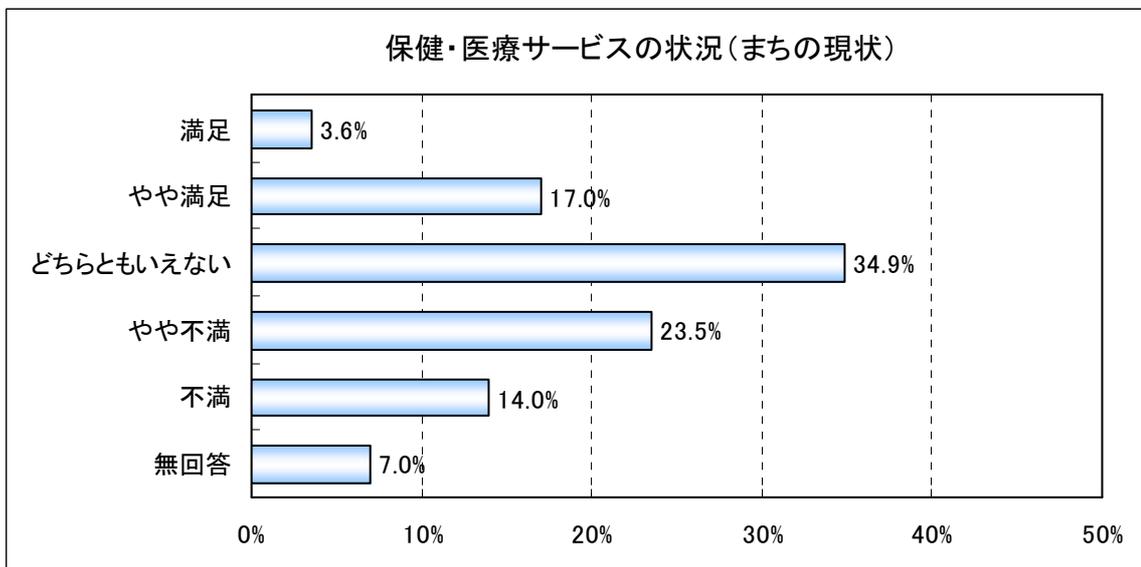
このため、さらなる少子高齢化の進行に対応し、安心して市民が子育てをし、老後を過ごすことができるよう、保健・福祉、医療をはじめ、公共交通などの環境を整えることが必要です。また、高齢者等が元気に地域社会に参加できるよう健康づくりを推進することが必要です。

一方、「まちづくりアンケート」では、生涯学習などの活動支援や施設整備に対する評価が低く、また、自由意見では文化・芸術活動の充実や施設整備の要望が比較的多くなっており、市民の意欲的な学習ニーズの高まりが感じられます。

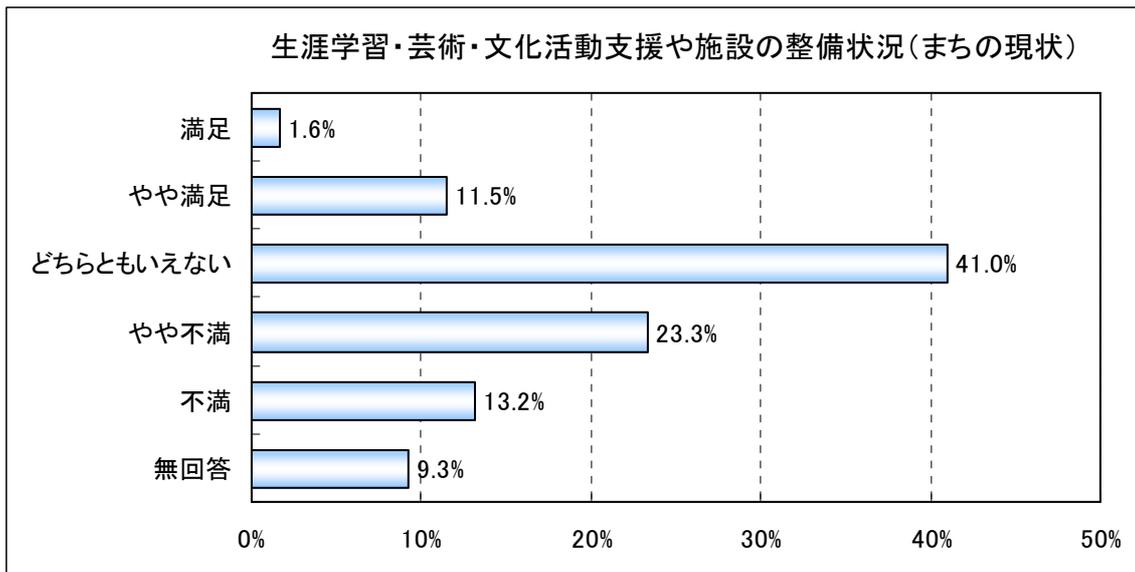
こうしたニーズに対応し、特に退職者が急増している団塊の世代の力を地域のまちづくりに活かしていく仕組みづくりに取り組むとともに、あらゆる機会を通じて市民間のふれあいを育み、地域コミュニティを基軸に、市民と行政が連携しながら、安心して生きがいのもてるまちづくりを推進していくことが必要です。



資料：国勢調査



資料：橋本市・高野口町の将来のまちづくりアンケート報告書（平成16年7月）



資料：橋本市・高野口町の将来のまちづくりアンケート報告書（平成 16 年 7 月）



小田井堰



学文路刈萱堂

基本構想

第2部 基本構想

第1章 まちの将来像

1. まちづくりの基本理念

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えようとしている今、人々のニーズは高度成長期やバブル経済期のような量的な豊かさを求める価値観から、質的な豊かさを求める価値観へと変化しています。

また、地球規模で環境問題が深刻化しており、できるだけ環境への負荷を軽減するため、地域の環境を保全・創造し、地域らしさを最大限に活かした個性あるまちづくりが全国的に進んでいます。

地方分権の進展は地域の特性に応じたまちづくりが可能となる反面、健全な行財政運営の確立と市民サービスの充実が求められます。そのためには、市民と行政との連携の強化、地域住民のコミュニティの充実など、「つながり」や「ふれあい」を深めていくことが重要となります。

そこで、こうした社会的背景や本市の市民憲章を踏まえ、本市では、緑豊かな山々や悠然と流れる紀の川などの自然の恵みを楽しみ、地域風土に育まれてきた歴史や文化、産業を次世代に継承していくとともに、単に新しいものを追い求めるのではなく、現状を見つめなおし、その質をいかに高めていくかを模索しながら、まちや地域の持続的な発展を目指していきます。

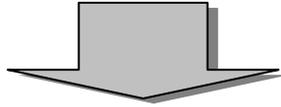
本市のまちづくりは、「ふれあいを深める視点」「環境と共生する視点」「個性を活かす視点」の3つの視点からこの“質の追求”を目指すとともに、その基本理念を次のように定めます。



■まちづくりの基本理念

ふれあいを深める視点

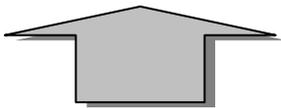
- 人権を尊び 人の和を大切にし
夢とやすらぎのある
あたたかいまちをつくります



まちづくりの基本理念

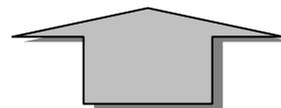
～ひと・自然・歴史を活かし豊かさを高めるまちづくり～

- 人々が生き生きとくらし、働き、学べること
- まちの緑や水が輝き、個性ある風土が培われること
- 地域に伝わる歴史や文化が大切にされ、未来に継承されること



環境と共生する視点

- めぐまれた自然を生かし
環境をととのえ
水と緑の住みよいまちをつくります



個性を活かす視点

- 伝統を守り 教養を深め
文化の薫りたかいまちをつくります
- スポーツに親しみ 心身をきたえ
健康で明るいまちをつくります
- 勤労をよろこび 技術をみがき
豊かな産業のまちをつくります

橋本市民憲章

【平成18年10月1日制定】

紀の川の清き流れと、豊かな自然にはぐくまれ、遠い万葉の昔から高い文化をきずいてきた橋本市。わたしたち橋本市民は、先人の努力を受けつぎ、自由と平和を愛し、未来にはばたくふるさとづくりをめざし、この市民憲章を定めます。

- めぐまれた自然を生かし 環境をととのえ 水と緑の住みよいまちをつくります
- 伝統を守り 教養を深め 文化の薫りたかいまちをつくります
- 人権を尊び 人の和を大切にし 夢とやすらぎのあるあたたかいまちをつくります
- スポーツに親しみ 心身をきたえ 健康で明るいまちをつくります
- 勤労をよろこび 技術をみがき 豊かな産業のまちをつくります

2. まちの将来像

まちづくりの基本理念に基づき、本市の将来像を次のように設定し、将来像の意味を市民と行政が共有しながら、その実現に向けたまちづくりを進めていきます。

と き 時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本

～将来像の意味を市民と行政が共有化して、その実現を目指していきます～

と き 時間ゆたかに流れ

「ゆとり」とは、物質的に満足しているだけでなく、人々が無理のない暮らしができることであり、時間に追われることなく、余裕をもって働き、学び、楽しめることです。

暮らし潤う

「潤い」とは、市民一人ひとりの個性や能力が尊重されること、人と人との関係が好ましいものであること、人を包む自然環境や都市環境の質がすぐれたものであることなどから生まれるものです。

創造都市

わたしたちは、このような人々の「ゆとり」と「潤い」が生まれることを橋本市の発展と考え、美しい自然や魅力ある歴史・文化資源などを背景に、人と人との支え合いや交流によって生活の質を高めていくことができるまちを目指します。

3. まちづくりの基本目標

将来像の実現に向けたまちづくりの目標として、次の5つを設定します。

(1) 市民の力が活きるまちづくり

市民の力が活きるまちの実現を目指し、日常的な助け合いや地域での交流などを通じて、さまざまな場面での「コミュニティ力」を高めることによって、互いに信頼し、安心できる地域社会を形成していきます。

このため、区・自治会並びに社会的な公益活動を行う地域の各種団体やNPO、ボランティア等が自主的に取り組む地域活動との連携を図ることにより、その活動の効果を高めるとともに、多彩な交流が活発に行われるまちづくりを推進していきます。

(2) 健やかで安心して暮らせるまちづくり

健やかで安心して暮らせるまちの実現を目指し、すべての市民が健康で生きがいを持ちながら、老後や日常の生活に不安のない地域社会を形成していきます。

このため、安心して地域医療や介護サービスなどが受けられる体制の充実とともに、市民の積極的な健康づくりや安心して社会活動ができるまちづくりを推進していきます。また、次代を担う子どもを安心して健やかに育てることのできる環境を充実するとともに、交通安全並びに消費生活の安全の確保や犯罪のないまちづくりを進めていきます。

(3) 豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり

豊かな自然と共生するまちの実現を目指し、地域資源やエネルギーの保全・活用とともに、無秩序な市街地の拡散防止や減災対策により、市民生活の安全性と質的向上が確保された持続発展可能な地域社会を形成していきます。

このため、環境に配慮した土地利用の規制・誘導とともに、循環型社会の形成に努めていきます。

また、超高齢社会や循環型社会に対応し、高齢者や障がい者などが安心して移動できるまちづくりを推進するとともに、公共交通を中心とした交通体系を形成していきます。

さらに、既存の道路・公園などを有効に活用し、市民にとってより利用しやすい施設としていくとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域が主体となった自主防災組織の育成などに努めていきます。

(4) 活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり

活力ある産業を育成し若者が定住できるまちの実現を目指し、大都市近郊の優位性を活かしながら、地域の歴史に培われてきた地場産業の振興や新たな産業の創出により、地域経済の発展と市民の経済基盤が安定した社会を形成していきます。

このため、観光との連携や消費者との交流を図りつつ農林業の振興とともに、個性と魅力ある中心商業地などの活性化を促進していきます。また、環境と調和した企業の誘致や、新たな産業の育成をはじめ、観光産業の育成、高等教育機関の誘致などに取り組み、若者などが住み続けたくなるまちづくりを推進していきます。

(5) 個性ある人と文化を育むまちづくり

個性ある人と文化を育むまちの実現を目指し、お互いを尊重し認め合い、地域の歴史文化や芸術を継承・発展させていく地域社会を形成していきます。

このため、教育の充実により子どもの豊かな心や生きる力を育てていくとともに、人権教育・啓発を推進することにより差別のない人権尊重社会を実現していきます。

また、郷土を学び、さまざまな文化・芸術を創造できる人材を育成していくとともに、地域の歴史的・文化的資源を再発見し、その活用などにより、本市の新たな魅力を創出していきます。



市の木 もくせい

第2章 まちづくりの基本指標

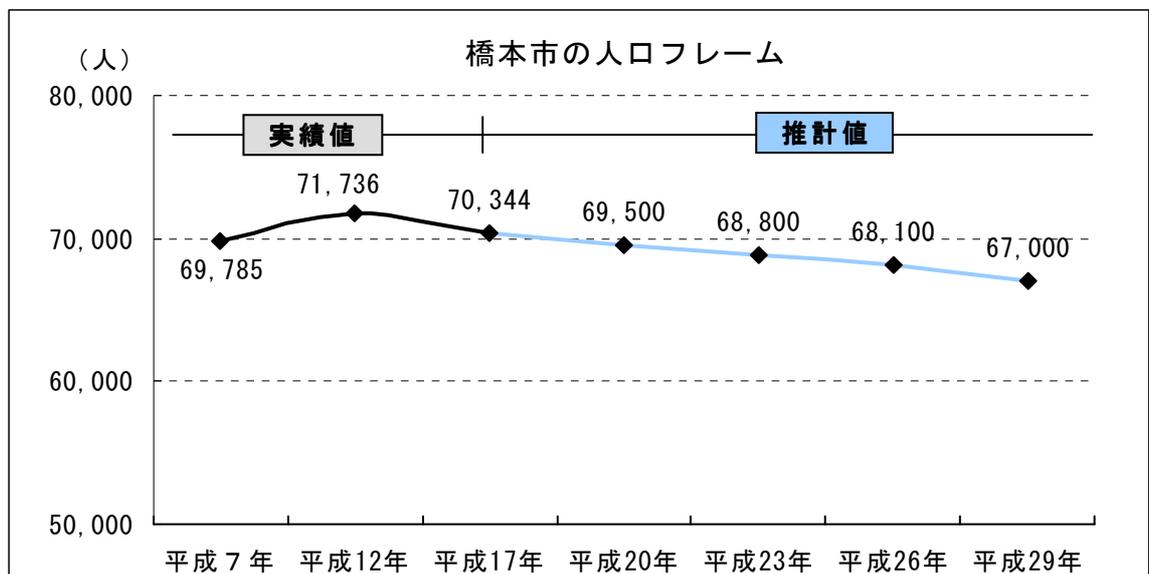
まちづくりの基本指標として、人口フレームと土地利用構想を次のとおり設定します。

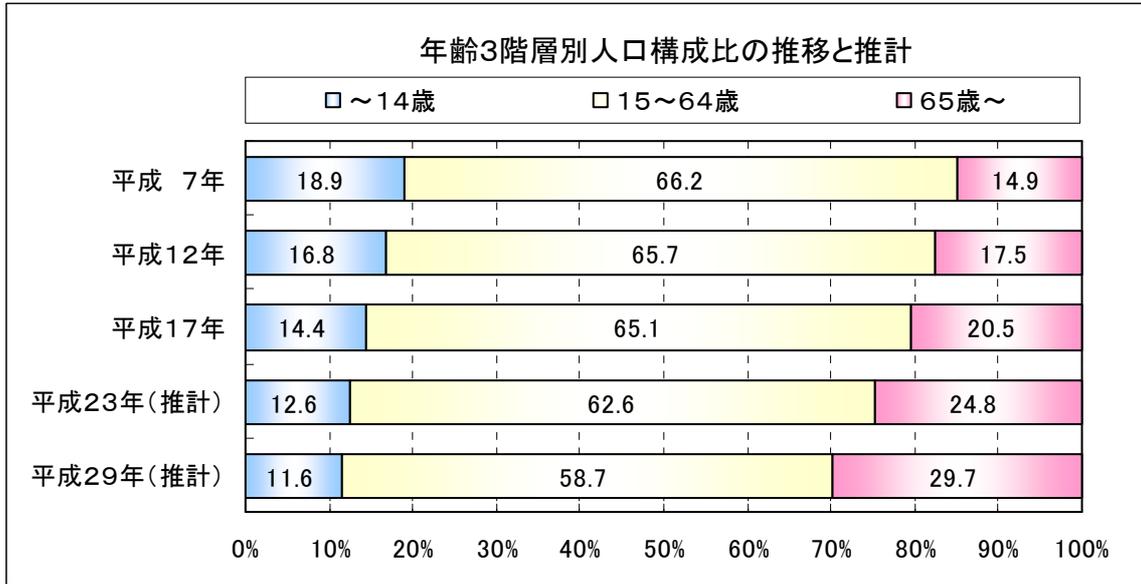
1. 人口フレーム：平成29年（2017年）

本市の人口は、平成17年の国勢調査では68,529人となっています。住民基本台帳人口及び外国人登録人口の各年動向をみると、平成11年をピークに人口は減少に転じその傾向は現在でも続いている状況です。

本市の将来人口については、住民基本台帳人口及び外国人登録人口を本市の基本人口とし、平成17年（2005年）国勢調査によるコーホート要因法の推計結果を踏まえて算出すると、平成29年（2017年）には約65,500人となり人口減少は今後も進むものと想定されます。

本市の人口フレームについては、わが国における人口減少の動向などからも、人口減少は今後も続くものと考えますが、地域コミュニティや地域経済への影響等も勘案し、人口減少を最小限に止めるための子育て支援や企業誘致、新たな産業の創出などの施策を積極的に展開していくものとして、平成29年（2017年）の人口見通しを67,000人とします。





年齢3階層別人口の推移と推計

(単位：人)

		～14歳 (年少人口)	15～64歳 (生産年齢人口)	65歳～ (老年人口)	合計
実績	平成 7年	13,189	46,198	10,398	69,785
	平成 12年	12,052	47,130	12,554	71,736
	平成 17年	10,130	45,793	14,421	70,344
推計	平成 23年	8,670	43,070	17,060	68,800
	平成 29年	7,770	39,330	19,900	67,000



市の花 さつき

2. 土地利用構想

(1) 土地利用の基本方針

本市では、中心拠点や地域生活拠点における居住、商業、業務、文化等の諸機能や、環境調和型産業拠点における産業機能の集積など、都市拠点における機能の集約化を促進するとともに、公共交通を中心とした交通ネットワークへの転換や、豊かな自然環境の保全と良好な景観の維持・向上に努めるなどコンパクトな都市を形成します。

なお、住宅開発地の未利用地については、土地利用構想との整合性を図りつつ、本市の持続的発展を目指し、産業用地などとしての活用を図るなど、土地の有効活用を促進します。

(2) ゾーン別土地利用

①市街地ゾーン

国道 24 号と JR 和歌山線に沿って発達した東西の既成市街地の区域や南海高野線沿いで形成された新市街地等の区域を「市街地ゾーン」とします。このゾーンでは、秩序ある土地利用や建築活動の誘導を図るとともに、県北東部の拠点都市にふさわしい計画的な市街地の形成に努めます。

また、個性と賑わいのある商業地づくりを促進するとともに、自然や歴史に培われてきた地域産業等の生産活動を増進するため工業地を適正に配置します。

さらに、既成市街地等の住宅地では、道路・公園など公共施設の適正な配置とともに、郊外の住宅開発地では良好な住環境の維持・向上に努めます。

一方、市街地及びその周辺では、緑豊かな都市環境と美しい都市景観を形成するため、樹林地や河川の緑の保全に努めます。

・ 中心拠点・地域生活拠点

橋本駅周辺を「中心拠点」、高野口駅周辺、京奈和自動車道橋本東 IC 周辺、林間田園都市駅周辺を「地域生活拠点」とし、地域特性を活かしつつ、居住、商業、業務、文化等の諸機能の集積を図ります。

・ 環境調和型産業拠点

地域経済の安定した発展や職住近接のまちづくりを推進するため、京奈和自動車道橋本東 IC の北部一帯及び恋野地区の一部を「環境調和型産業拠点」として、周辺環境と調和した企業の誘致に努めます。

②みどりふれあいゾーン

森林と農地などが混在する区域は「みどりふれあいゾーン」とし、里山や農地等の自然や景観の保全を図るとともに、自然・農業体験や環境学習など、市民や来訪者が自然とふれあう場としての活用を図ります。また、集落地においてはコミュニティの維持や

農地等の荒廃化に留意しつつ、生活環境の充実など集落環境の向上に努めます。

③みのり増進ゾーン

本市北部の丘陵部や南部の紀の川沿いの丘陵地に広がる優良農地の区域を、「みのり増進ゾーン」とします。このゾーンでは、市街地のスプロール化・拡散化等による優良農地の虫食いの土地利用や荒廃化を防止し、豊かな土地や水資源に育まれてきた地域農産物の高付加価値化と都市近郊型農業を推進します。

④交流レクリエーションゾーン

橋本市運動公園周辺や南部の南宿周辺を「交流レクリエーションゾーン」とします。このゾーンでは、市民の余暇活動や交流の促進に努めるとともに、観光の振興を図ります。

・観光拠点

橋本市青少年旅行村周辺を「観光拠点」として、観光・レクリエーション施設の充実や景観の向上に努めるなど滞在型観光機能の強化に努めます。

⑤みどり保全ゾーン

金剛生駒紀泉国定公園を含む市域北部の山地、及びかつらぎ高野山系県立自然公園を含む南部の山地を「みどり保全ゾーン」とします。

このゾーンでは、災害の予防や水源かん養をはじめ、地球温暖化の防止、景観・都市環境の形成など、公益的な機能の維持・増進に努めるため、開発行為の適正な規制等により、豊かな自然環境や景観の保全を図るとともに、治山・治水対策を促進します。

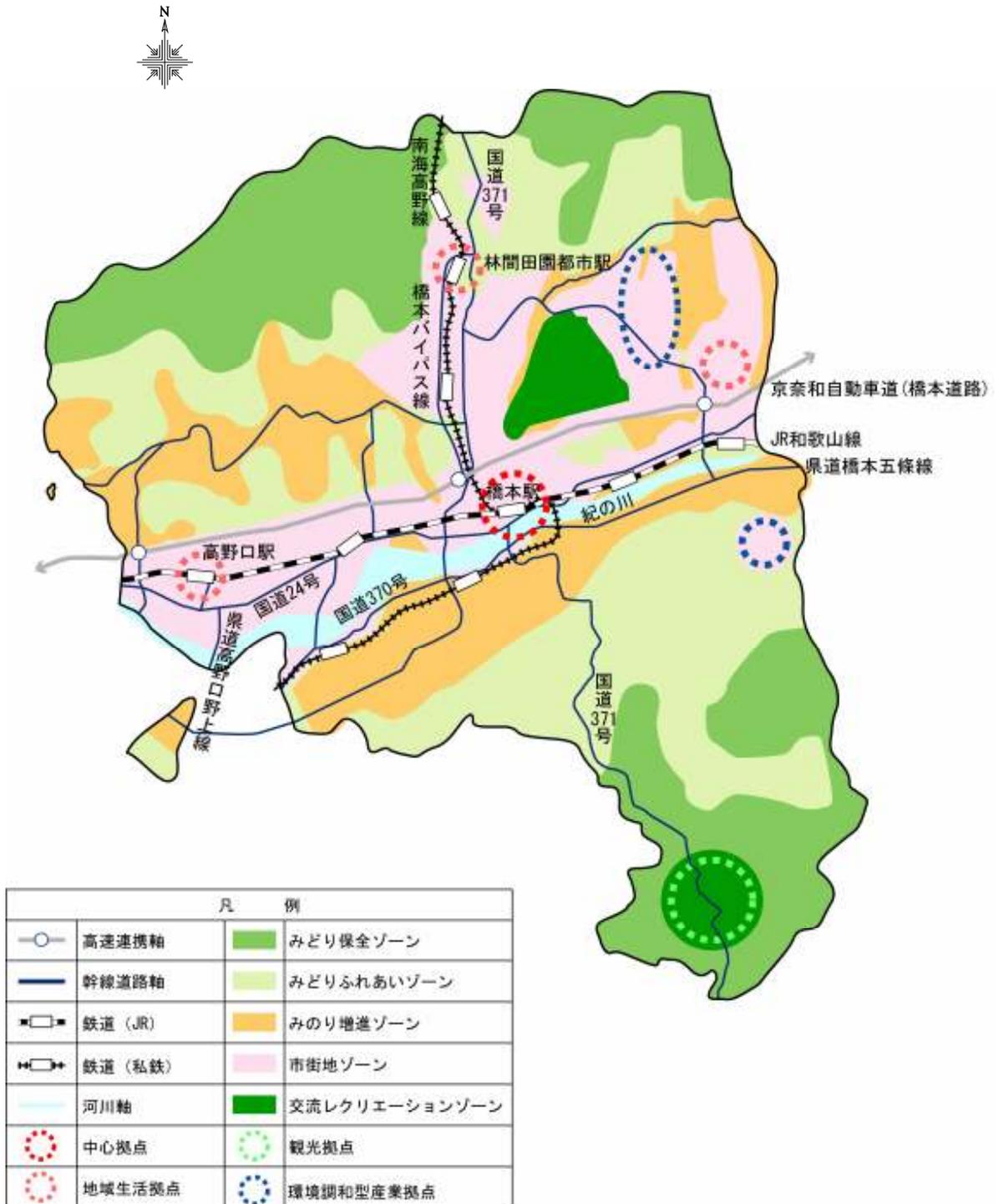
⑥河川軸

紀の川については、ダムによる安定した河川の治水機能が保持されるなかで、多様な交流の場や市民の憩いの場などとして、本市のシンボルとなる美しい水辺空間の創造と活用を図ります。

⑦交通軸

環境負荷の軽減や自動車を利用しない高齢者、障がい者などに配慮しつつ、公共交通を中心に、拠点間や土地利用の各種ゾーンを有機的にネットワークするため、南海高野線、JR 和歌山線の鉄道や、国道 24 号、371 号等の道路による連携軸を形成し、これらの軸を骨格として土地利用の適切な誘導を図ります。

土地利用構想図



第3章 施策展開の基本方向



I 行政推進の基本姿勢

(1) 市民と地域との連携を強化する

- ・市民主体のまちづくりを目指すため、情報公開など行政参加に必要な情報を提供するとともに、まちづくり団体等への適切な支援、市民参画を促進するための体制づくりなどに努めます。
- ・公平な施策・事業の推進や協働のまちづくりの普及に向けて、広報活動を積極的に行うとともに、市民ニーズに的確に対応した施策・事業の展開を図るため、広聴活動など市民参画の取り組みを推進します。

(2) 計画的、総合的な行財政運営を推進する

- ・行政サービスをより効率的、効果的に提供していくため、将来の安定的な行政経営を目指して、行財政改革を推進します。
- ・各施策・事業の適切な進行管理を図るため、行政評価システムの構築などの仕組みづくりに取り組みます。
- ・公共サービスの質の向上と事務・事業の効率化に向けて、情報・通信技術を積極的に導入し、効果的に活用します。
- ・市域を超える行政需要や共通課題への対応と公共サービスの効率的な提供に向けて、既存の広域行政や広域連携事業を充実します。



Ⅱ まちづくりの基本施策



1. 市民の力が生きるまちづくり

(1) 地域コミュニティを再生する

- ・地域での相互扶助機能の強化や安全で快適な地域づくりを図るため、区・自治会組織の機能強化とともに、公民館を核とした地域コミュニティの充実に努めます。
- ・地域の安全で安心なまちづくりを推進するため、イベントの開催や地域見守り活動など地域の交流活動を支援します。

(2) 市民活動を普及する

- ・市民生活のさまざまな課題に対してきめ細かに対応するため、公益活動を行う市民活動団体を支援するとともに、担い手の育成や活動団体の発足を支援します。
- ・市民がもつ豊富な知識や経験、技能を、地域のコミュニティ活動や安全・安心の取り組みなどに活かす機会を拡充します。特に、これから定年を迎える団塊の世代が多い本市においては、高齢者の力を活かしたまちづくりを推進します。
- ・市民活動の普及・充実に向けて、活動内容の情報発信や活動団体同士の連携強化など、ネットワークの構築を支援します。

(3) 多彩な交流・連携を推進する

- ・産業振興、雇用開発、生涯学習などをより効果的に推進していくため、行政と企業、大学・研究機関等との交流・連携の機会を推進します。



2. 健やかで安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域福祉を総合的に推進する

- ・すべての市民が、ともに支え合いながら暮らせる共生社会の構築を目指すため、本市福祉の中核施設となる福祉拠点を整備し、子育てや高齢者等の社会参加などを支援します。
- ・高齢者や障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、効率的・総合的な地域福祉の体制づくりに努めます。さらに、地域の各種団体やNPO、ボランティア等の相互連携のもとに、コミュニティにおける助け合いを支援します。
- ・各種福祉制度の公平な享受・普及を図るため、福祉に関する相談・指導体制を充実します。

(2) 子育て環境を整備する

- ・心身ともに健康に明るく子育てができ、かつ子どもが健やかに育つよう、母子保健活動

や出産・子育てに関する学習機会や相談・指導の充実、子育てサークルの育成、学童保育の充実など、総合的な子育て支援の強化を図ります。

- ・ 幼保環境を充実するため、幼保一元化施設（認定こども園）の整備を図り、運営の民間委託を推進するとともに、多様な保育ニーズへの対応や家庭の子育て支援等に取り組みます。
- ・ 子どもの健全な育成と主体性を尊重するため、人権擁護と虐待防止に努めるとともに、ひとり親家庭に対する生活自立支援や就労支援などに取り組みます。
- ・ 子どもが安心して日常生活を送れるよう、地域とともに防犯体制などの充実に取り組みます。

（３）高齢者・障がい者福祉を充実する

- ・ 高齢者が地域でいきいきと活躍できるよう、介護予防の充実に努めるとともに、介護保険の適切な運営のもと、在宅・施設の介護支援サービスなど、個々の高齢者の状況に応じた福祉サービスの充実に努めます。
- ・ 障がい者の生きがいつくりや社会参加を促進するため、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者の自立支援や就労支援を推進します。

（４）保健・医療体制を確立する

- ・ 健康でいきいきと過ごせるよう、健康維持や保健に対する啓発、健康診査や生活習慣病対策、相談・指導体制の充実など、健康づくりと疾病予防に資する取り組みを充実します。特に、生活習慣病予防についての取り組みを強化するとともに、積極的な健康づくりのための拠点の形成を図ります。
- ・ 必要な時に適切に医療が受けられるよう、効果的な保健・医療サービスの提供体制を充実します。
- ・ 健康増進、疾病予防、治療、リハビリテーションまで一貫した支援を行えるよう、保健・医療・福祉の相互連携を強化します。
- ・ 市民病院については、高度診療機能を備えた基幹病院として、患者本位の医療の実現に向けその専門性を発揮し、二次医療圏内の指導的役割を果たせるように努めます。

（５）社会保障を充実する

- ・ 低所得者の経済的自立を支援するため、生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、生活相談・就労指導を充実します。
- ・ 必要な時に安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険の適切な運営や医療費の適正化を図ります。
- ・ 市民の安定した老後生活に向けて、国民年金制度の周知に取り組みます。

（６）生活の安全を確保する

- ・ 火災を未然に防止するため、防火意識の普及・啓発や安全指導の充実などに努めます。
- ・ 救急救命体制の強化を図るため、医療機関等の受け入れ体制の充実や救急救命士の育成

に努めます。

- ・交通事故を防止するため、交通安全教育や安全な交通環境の充実などに努めます。
- ・犯罪のない社会づくりを目指すため、防犯意識の向上や地域における防犯活動の充実に努めます。
- ・さまざまな消費者問題を未然に防ぎ、また、問題が発生した場合には適切・迅速に対応できるよう、消費者教育の推進、消費者問題に関する情報提供、相談活動の充実などに取り組みます。



3. 豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり

(1) 循環型社会を形成する

- ・地球温暖化の抑制に向けて、環境負荷が小さく、資源の循環による持続可能で快適なまちづくりを進めます。
- ・資源循環型の社会実現に向けてごみの減量化やリサイクルの推進とともに、環境教育や美化活動などを促進します。
- ・広域行政の連携のもと効率的な廃棄物処理に努めます。また、最終処分場については、新たな整備に努めます。

(2) 秩序ある土地利用を推進する

- ・自然環境の保全や生産基盤・商業環境の充実、良好な住環境の形成などに向けて、土地利用の適正な管理を図ります。
- ・都市生活でのさまざまなサービスを効果的に享受できるよう、都市拠点の集約的整備を進めます。また、京奈和自動車道 IC 周辺及び幹線道路の供用に伴う沿道土地利用の適切な誘導を図るとともに、市街地の無秩序な外延化を防止します。
- ・本市がこれまで培ってきた風土景観の保全と創造に努めるとともに、個性と魅力ある都市づくりに向けて、花と緑豊かな都市景観の形成に努めます。

(3) 道路・交通体系、情報基盤を整備する

- ・超高齢社会への対応や環境への負荷の軽減などに努めるため、公共交通の利便性の向上やその利用を促進します。
- ・定住化の促進や地域経済の安定した発展を図るため、関係市町などとともに、大阪都市圏等との移動時間の短縮をはじめ、広域的な交流連携などを高める広域交通ネットワークの形成に努めます。
- ・行政サービスの向上や就業促進などへの活用など、関係機関と連携して情報・通信基盤の整備に努めるとともに、情報・通信技術の活用の際に、個人情報情報の漏えいを防止し、情報化に伴うプライバシー保護に努めます。

(4) 生活環境の質を高める

- ・安全で良質な水の安定供給に向けて、未普及区域の解消や施設の適正な維持管理を行うなど上水道の整備・改修を進めます。
- ・都市衛生の向上と洪水などに対する都市防災機能の向上に向けて、適切な下水処理の推進を図ります。
- ・定住促進や地域コミュニティの適切な維持に向けて、事業者と連携して良好な住宅地づくりや入居促進に取り組むとともに、「橋本市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、適正な管理等に努めます。
- ・住民の憩いや多様な交流を促進するため、より安全で利用しやすい公園・広場などの改善に努めます。

(5) 安全なまちづくりを推進する

- ・今後起こり得るさまざまな危機事象に備え、関係機関との連携や広域的な連携も含めて、危機管理体制を強化するとともに、消防体制の向上に努めます。さらに、地域の安全・安心なまちづくりを推進するため、耐震診断、耐震改修及び公共建築物の耐震不燃化を計画的に進めるとともに、自主防災組織の育成に努めます。
- ・森林、農地等の持つ防災機能の確保に向けて、自然環境の保全や緑化の推進に取り組みます。
- ・治山・治水事業の充実を国・県に要請するとともに、中小河川・ため池についてはその安全性を高めるための整備を進めます。

4. 活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり



(1) 付加価値の高い農林業を創造する

- ・農業生産の維持や農業経営の安定に向けて、生産基盤の充実や担い手・生産組織の育成など経営主体の強化によって、都市近郊型農業の振興を推進するとともに、遊休農地の発生防止や利活用を促進します。
- ・林地の保全とともに林業経営の安定を図るため、林道網の整備、森林組合の活性化、森林ボランティアの育成・導入など林業をさらに充実します。
- ・農林業の振興に向けて、付加価値の高い農業生産や販売ルートの開拓・強化を目指すとともに、柿や鶏卵等の特産品の紹介など情報発信の強化や、観光や商工業との連携を図りつつ、加工業の育成とあわせて新たな特産品の開発を促進します。
- ・農地及び森林を市民の休息・保養や学習・交流の場としてとらえ、観光農園化の推進や森林保養機能の整備など、新たな展開を促進します。

(2) 製造業の活性化を展開する

- ・地場産業においては、経営の安定化やへら竿、パイル織物など地場製品の優れた産業技術の継承や情報発信などに取り組むため、関係団体や大学などと連携して、技術・商品開発、販売ルートの開拓、人材の育成など経営体質の強化を促進します。また、関連イ

ベントの開催、体験・学習メニューの開発、情報発信の強化など、多面的な展開を促進します。

- ・雇用の場の創出や地域経済の安定した発展に向けて、物流効率などを高める京奈和自動車道などの広域道路網の整備を促進し、周辺環境との調和に配慮した企業誘致に努めます。

(3) 商業をまちづくりとともに活性化させる

- ・商店街共同施設・共同事業の推進、空き店舗、空き地の活用など、地域住民の協力を得ながら、バリアフリー化や景観にも配慮した快適な買い物環境の整備を推進し、その活性化に努めます。
- ・商店街組織の育成・強化、核となる人づくりなど、商業団体の組織及び機能の強化を促進します。

(4) 観光・交流基盤を確立する

- ・観光・交流産業の確立に向けて、観光協会の機能充実やボランティアガイド育成などの体制づくり、観光情報の発信力強化、観光拠点の整備、観光資源の広域ネットワーク化など、繰り返し訪れてもらえる観光地づくりに努めます。
- ・観光・交流産業の発展に向けて、埋もれた観光資源の発掘と整備を進めるとともに、関係機関との協働による新たな観光メニューの開発を進めます。

(5) 就業と仕事づくりを促進する

- ・職住近接や生活の安定・向上などの就業ニーズに corres 応するため、企業立地を促進するとともに、関係機関と連携して求職情報の提供や職業能力開発等の支援を行うなど、多様な就業の機会と場の拡充に努めます。
- ・市内産業の活性化を図るため、起業・創業に対する支援を充実します。
- ・男女の固定的な役割分担意識の改革や就業と子育てとの両立などのために、事業主に対する職場環境づくりの啓発や子育てしやすい環境の整備に努めます。

5. 個性ある人と文化を育むまちづくり



(1) 豊かな心を育む学校教育を推進する

- ・豊かな人間性や確かな学力を育み、「生きる力」を身につけることができるよう、教育内容と体制の充実に努めます。
- ・園児一人ひとりが人間性・社会性の基礎を培い、豊かな感性や創造性を育むため、就学前教育の充実に努めます。
- ・障がいのある児童・生徒が障がいの種別や程度に対応した教育を受けられるよう、障がい児教育を充実します。
- ・児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、学校施設の整備・改善を進めるとともに、

地域とのつながりを強めるため、施設の有効活用を検討します。

- ・児童・生徒の健やかな成長や食教育を目的として、学校給食の充実に努めます。
- ・児童・生徒の適切な教育環境を確保するため、学校規模の適正化を検討します。また、幼保一元化に伴う施設の再配置を検討します。
- ・有能な人材を育成するとともに、若者の流出や人口減少などの地域課題を解決するため、大学・専門学校など高等教育機関の誘致を図ります。

(2) 生涯学習社会を形成する

- ・市民一人ひとりのライフスタイルに合った主体的な生きがいづくりや知識・技術の習得を支援するため、生涯学習の機会の創出と内容の充実に努めるとともに、施設機能と体制の充実に努めます。
- ・すべての市民がスポーツに親しみ、楽しめるよう、指導体制の強化や地域スポーツクラブの育成など支援体制を充実し、スポーツの振興を図ります。
- ・家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供等に努めます。
- ・心身ともに健全で、社会の構成員としての自覚と責任感を持った青少年を育成することができるよう、青少年の健全育成に努めます。

(3) 文化・芸術を振興する

- ・地域に伝わる伝統や固有の風土を大切に、ふるさとを愛する心を育むことができるよう、伝統の継承と文化財などの保護・活用を促進します。
- ・市民が心の豊かさやゆとりを実感・体験できるよう、文化・芸術活動を支援するとともに、地域の個性を活かした新たな文化の創造を促します。
- ・視野の広い国際感覚と異文化への理解を育むため、さまざまな分野において国際交流を促進します。

(4) 人権尊重の社会を実現する

- ・すべての市民が等しく尊重され、安心して暮らすことができ、個性が発揮できるまちづくりを実現するため、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権を十分に尊重した行動がとれるように人権教育・人権啓発を推進します。
- ・人権擁護については、人権擁護機関と連携を密にして、より充実した相談活動を推進します。

(5) 男女共同参画の社会を実現する

- ・女性と男性が真に対等な立場で社会活動に取り組み、市民一人ひとりの個性が尊重される社会の形成に向けて、男女共同参画を推進します。
- ・市の政策及び方針決定過程への女性の参画を引き続き推進します。
- ・男女共同参画社会づくりに向けて家庭での環境整備を促進します。また、広報、啓発活動により、社会の制度や慣行の見直し、男女の人権の尊重に対する理解を促すとともに、女性の抱える諸問題の解決のための相談体制の整備を図ります。